

小型二輪自動車(250ccを超えるバイク)の車検期間延長に伴う
基準料率の追加について

平成19年1月

小型二輪自動車の保険期間追加について

1. 小型二輪自動車に係る基準料率等の追加について	1
2. 改定基準料率	2

1. 小型二輪自動車に係る基準料率等の追加について

- (1) 現在、自賠責保険の保険期間は当該自動車の車検期間に合わせて設定しており、例えば、自家用乗用自動車は3年、オートバイは2年、営業用乗用自動車は1年としている。
- (2) 道路運送法等の一部を改正する法律により道路運送車両法が改正され、平成19年4月1日から小型二輪自動車の新車の車検期間が2年から3年に延長されることとなったことに伴い、小型二輪自動車の保険期間に26か月から37か月までの契約を追加することとする。
- (3) 今回の保険期間の追加は、自賠責保険を車検期間にリンクさせ、契約者の利便性と費用負担の軽減、保険会社事務の効率化等の観点から追加するものである。
- (4) 上記の車検期間の延長は、平成19年4月1日から実施されるため、これに合わせて、自賠責保険契約の締結を可能とすること、並びに自賠責共済が自賠責保険と同じ変更を求めることへの対応を行う必要がある。

2. 改定基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円)

保険期間			1か月契約	25か月契約	26か月契約	27か月契約	28か月契約	29か月契約	30か月契約	31か月契約	32か月契約	33か月契約	34か月契約	35か月契約	36か月契約	37か月契約
車種																
小型二輪自動車					22,050	22,690	23,330	23,970	24,610	25,250	25,890	26,530	27,170	27,810	28,440	29,070
緊急自動車					10,670	10,880	11,090	11,310	11,520	11,730	11,950	12,160	12,380	12,590	12,800	13,010
特種用途自動車	その他	小型二輪自動車			21,230	21,840	22,440	23,050	23,660	24,270	24,880	25,490	26,100	26,710	27,320	27,910

← 追加する保険期間 →

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円)

保険期間			1か月契約	25か月契約	26か月契約	27か月契約	28か月契約	29か月契約	30か月契約	31か月契約	32か月契約	33か月契約	34か月契約	35か月契約	36か月契約	37か月契約
車種																
小型二輪自動車					10,280	10,480	10,670	10,870	11,070	11,270	11,470	11,670	11,870	12,070	12,270	12,460
緊急自動車					5,500	5,520	5,550	5,570	5,590	5,610	5,630	5,650	5,670	5,690	5,710	5,730
特種用途自動車	その他	小型二輪自動車			5,220	5,230	5,240	5,250	5,260	5,270	5,280	5,290	5,300	5,310	5,320	5,330

← 追加する保険期間 →

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

(単位：円)

保険期間			1か月契約	25か月契約	26か月契約	27か月契約	28か月契約	29か月契約	30か月契約	31か月契約	32か月契約	33か月契約	34か月契約	35か月契約	36か月契約	37か月契約
車種																
小型二輪自動車					5,810	5,840	5,870	5,910	5,940	5,970	6,000	6,030	6,070	6,100	6,130	6,160
緊急自動車					10,390	10,590	10,790	11,000	11,200	11,400	11,600	11,810	12,010	12,210	12,420	12,620
特種用途自動車	その他	小型二輪自動車			14,940	15,310	15,690	16,060	16,430	16,810	17,180	17,550	17,930	18,300	18,670	19,040

← 追加する保険期間 →

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

(単位：円)

保険期間			1か月契約	25か月契約	26か月契約	27か月契約	28か月契約	29か月契約	30か月契約	31か月契約	32か月契約	33か月契約	34か月契約	35か月契約	36か月契約	37か月契約
車種																
小型二輪自動車					5,810	5,840	5,870	5,910	5,940	5,970	6,000	6,030	6,070	6,100	6,130	6,160
緊急自動車					5,500	5,520	5,550	5,570	5,590	5,610	5,630	5,650	5,670	5,690	5,710	5,730
特種用途自動車	その他	小型二輪自動車			5,220	5,230	5,240	5,250	5,260	5,270	5,280	5,290	5,300	5,310	5,320	5,330

← 追加する保険期間 →